

予算審査特別委員会：平成23年3月10日（開会 午前 9時29分）

委員長

みなさんお早うございます。只今から予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。只今の出席委員は11名で会議は成立いたします。それでは、昨日に引き続き議案第11号平成23年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。昨日、答弁保留しておりました子ども手当の財源内訳について最初にご説明のほどお願いいたします。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、昨日答弁保留しておりましたページ数25ページの歳入の14款1項1目民生費国庫負担金の3節の中で、子ども手当負担金つきまして、それぞれ子ども手当に係る負担金の財源内訳をとということのご指摘がありましたので改めてご説明を申し上げたいと思います。なお、お手元に子ども手当の支払い状況ということで、そこに表を提出しておりますのでそれを簡単にご説明をさせていただきたいと思います。この子ども手当につきましては、それぞれ三つに分けております。0歳から3歳未満と、それから3歳以上から小学校修了前と、小学校終了後から中学校終了前ということで三つのグループに分けまして、そこに書いてありますように被用者、非被用者ということがございますけれども、被用者ということにつきましては、厚生年金等の加入者ということの内容でございます。非被用者ということで少し赤くついておりますけれども、これは国民年金等の加入者ということの内容でございます。これにつきましてはそれぞれ第一子から第三子ということで、0歳から3歳未満の方につきましては全て第一子から三子までにつきましては、同じそれぞれの按分の率ということになっています。国がそう言った意味では13分の11、これは被用者の部分ですけれども、道が13分の1、町が13分の1ということで、それぞれの負担割合をしているところでございます。非被用者ということで、国保関係の方々につきましては、それぞれ国が39分の19、町と道が39分の10ということで、それぞれ負担按分をしているところでございます。それから小学校の終了前ということでこれらにつきましては、被用者、非被用者とも第一子、第二子のグループと第三子ということでグループがそれぞれ分かれておりますので、被用者の部分の第一子につきましては、右の表に書いてある通り39分の29、そして39分の5ずつがそれぞれ道と町ということになっています。第三子につきましては、若干按分が右の表のとおり変わっているようなところがございます。非被用者につきましても同じということで、ただ小学校終了後から中学校終了前のそれぞれグループにつきましては、それぞれ国が10分10ということで、そこに国庫が全額を見るというような形になっております。以上、簡単でございますけれども、子ども手当のそれぞれの財源の内訳等についてご説明に代えさせて頂きたいと思います。以上です。

委員長

続きまして、TPP参加による平取町の影響見込額についてご説明願います。

産業課長。

産業課長

それでは、T P P参加による平取町の影響額ということで、昨日私の方から約17億円ということでご報告させていただきましたけれども、町の方で試算しましたところ15億5700万円ということで訂正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、影響額について簡単にご説明させていただきます。この真ん中にあります損失割合といいますのは、道の農政部の方で参加した場合ということで損失割合をだしております。これに平成21年の平取町の、J Aの決算額を乗じたものが21年のT P Pの影響額ということでございます。一番上の主食用米につきましては、外国産は価格が安いことから国内生産量は9割削減するだろうということで、損失割合が90%ということで4億8143万3千円となっております。また、小麦につきましては、外国産は価格が安いことから国内生産は壊滅ということで100%で110万8千円。酪農につきましては、営業等向け以外は品質面で優位性がないことから生産が大幅に減少するだろうということで72%、4億3343万4千円となっております。肉用牛につきましては、乳用種の牛肉は価格差が大きいことから壊滅、和牛についても価格が下落するだろうということで、損失割合が82%といたしまして5億3112万1千円となっております。また、一番最後の豚につきましては、外国産との価格差が大きいことから生産が壊滅ということで100%、1億963万1千円、合計で15億5700万円というような内容となっております。以上でございます。

委員長

昨日答弁保留していたものが終わりましたので、次に進んでいきたいと思っております。予算書の114ページお開きください。114ページの商工費から質疑を行いたいと思っております。質疑の方ございませんでしょうか。続きまして、115ページ、116ページ。2番平村委員。

2番
平村委員

2番平村です。商工振興費の中の平取町商工会補助金なんですけれども、この補助金は前年度と同額がでていますが、この補助金はどのような事業に充当されているのかちょっと伺いたしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

この1442万3千円の算出につきましては、商工会に対する補助でございます。商工会の経営改善普及事業に係る補助となっております。これについても経営指導員、補助員、記帳専任職員3名の人件費相当分を出しまして、国、道の補助金を引いた残り85%を町が負担するというところで計算させていただいております。以上でございます。

委員長 他に、116ページまでございませんでしょうか。117、118ページ。11番櫻井委員。

11番櫻井委員 11番櫻井です。117ページ、19節一番最後ですね、北海道オートキャンプ協会の負担金であります。この協会の負担金を支払うことによる利点といえますかその辺のことを知りたいのと、あと5万円から3万円に減額されている理由をお教え頂きたいと思います。

委員長 振内支所長。

振内支所長 それでは、只今のご質問にお答えしたいと思います。この北海道オートキャンプ協会というのは、23年度から加入することとなった団体で、それまではオートリゾートネットワーク協会ということころに加入しておりまして、そこでは金額がこの実はキャンプの協会負担金というのは、二風谷のファミリーランドとそれから仁世宇のエコランドの2カ所の分となっています。今までのオートリゾートネットワーク協会の方では、5万円だったんですけれどもこの23年度から加入するオートキャンプ協会の方では2カ所で3万円ということで、加入の案内が来ておりまして、23年度からはこちらの方に変えたということで金額が下がっております。それから、加入のための効果につきましては全国のオートキャンプ場を紹介しておりまして、PRといえますか、それぞれのキャンプ場の情報を掲載しておりまして、定期的に発行されている機関誌にこのファミリーランドとエコランドも掲載されているということで観光客の利用を見込んでいる団体であります。実際にファミリーランドもエコランドも道内外からのお客さんもみえているということで効果は今後も期待されているところであります。以上でございます。

委員長 他に、10番大崎議員。

10番大崎委員 10番大崎です。一時期、観光協会の事務局を商工会の方に預けてはというお話があったと思うんですけれども、その話のその後どうなっているのか。動きはどうするのか、そこら辺のことお分かりでしたらお伺いしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 この件につきましては、庁内でもいろいろと協議しておりますけれども、まだ具体的に商工会の方に、以前、そういうことで照会はさせていただいたんですけれども、色々な人件費を含めて詳しい協議というのはされておきませんので、今後、今年23年度で観光ビジョンの策定という、国の緊急雇用対策を頂いてやる事業がありますので、その中も含めて今後観光協会の在り方について、そ

の中でも十分検討させていただきたいと考えております。

委員長 他に、2番平村委員。

2番
平村委員 今の平取町観光振興ビジョンの策定業務の委託料なんですけれども、今こういう予算を措置を緊急雇用創出補助の中から充当しているんですけれども、どういう条件でこの委託をするのか。また委託業者の選定はどのようにやるのかお聞きしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 只今の質問にお答えいたします。この観光ビジョンの策定につきましては、国の緊急雇用を利用いたしまして実施するものでございまして、事業の内容といたしましては、平取町の観光分野における取組の指針となる観光ビジョンを策定しようとするものでございます。事業の内容につきましては、平取町を取り巻く観光分野に関わる動向の把握とか、平取町における観光振興の将来像と基本方針の立案、観光振興に関する基本計画の立案ということで計画しております。これについては、コンサルにプロポーザル方式で募集をかけていきたいと考えております。

委員長 他に、118ページまでございませんか。119ページ。次に、120ページ土木費から入っていきます。120ページ、質疑ございませんか。121ページ、122ページ。123、124ページ。11番櫻井委員。

11番
櫻井委員 123ページの13節の委託料、250万であります。21年度に調査をし、それにより19カ所が再度調査ということでありました。22年度に再度250万という点検調査業務委託料が付きましたが、今回の委託料は名称が変わっているが金額が同じということで、どういうことなのかを説明求めたいと思います。また、来年度においてもまた、この同じような金額が計上されるのか、お答え願いたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道
課長 今のご質問にお答えしたいと思います。まず、この橋梁点検につきましては、前にもご説明申し上げましたが、平成21年度で全橋、87橋の調査をいたしました。その中で詳細について点検をする必要がある橋が、12橋見受けられたということで、平成22年度で予算措置しまして、12橋について詳細の調査をいたしました。その結果に基づきまして、平成23年度から平成25年まで3カ年かけまして、総合計画に載っておりますけれども、具体的に長寿命化

の策定に3カ年かけて入ります。その3カ年の内容ですが平成23年、24年で計画書を作り上げまして、平成25年有識者の意見を聞きながら最終的に計画書を決定したいという考えでございます。

委員長

124ページまで、他、質疑ございませんか。125、126ページ。9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

住宅対策費の19節住宅リフォーム促進助成金400万、以前にも言いましたけれども、昨年申し込みが20件を超える申し込みがあって、その内10件のみ今対象ということになったということでありました。以前にも言いましたんであれですけれども、もう少し実態に合わせた予算化ということは考えられなかったのかなと思っております。今年度はこの当初予算の段階で改めて伺いたいと思うんですけれども、そのような形で昨年のように多くの希望が出たとすれば、やはり町内建設業の方々にとっても大変有難い、また対象になるの方々にとってもそうだということでもありますので、その対象について拡大する考え方、基本的に持っているとは思いますが改めて伺いたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。昨年度の実績といたしましては、22件の申し込みがございまして、その内10件をこの補助を使ってリフォームをしていただいたというような結果になっております。以前もお答えしたと思っておりますけれども、確かに総合計画での位置づけですとか。そう言ったこともありまして当初予算としては、10件相当の400万というようなことでの計上をしておりますけれども、応募の実態とかそういうものを見ながらどうしてもやはり3年という期限の措置でもありますので、今年の実態を見ながら弾力的に、補正等の対応等で対応したいというふうには考えてございますのでご理解をお願いします。

委員長

他、2番平村委員。

2番
平村委員

今の同じ19節の住宅リフォームのことなんですけれども、この住宅要綱見ますと助成内容の中で玄関フードは入っていないんですけれども、このバリアフリーのためにという中には玄関フードが、玄関がとても滑るのでそういう玄関フードを付けたいという住民の方がいましたので聞かれたんですけれども、そういう中には入らないのでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長 要綱では一応のこういった基準というようなことでのお示しをしておりますけれども、その辺も非常に状況によって逐次そういうものも対象になるか、ならないか、判断をさせていただきたいと思い持っております、当然バリアフリー等に関する改修であれば、極力こういった要綱に当てはめる中で対応したいというふうには考えてございます。

委員長 他、126ページまで、10番大崎委員。

10番
大崎委員 10番大崎です。126ページの下段の災害対策費の部分なんですけれども、この内容どうのこうのということではございませんけれども、昨年私幌尻岳の遭難対策というかそういったことで一般質問したんですけれども、その後新聞等で例えば山で遭難した場合に係る経費の例えば消防団出たときの消防団の団員の方の人件費の一部ですとかそういうのを実費で取るという市町村の新聞記事が出ていたんですけれども、当町においてもそういった考えがないのか伺いたしたいと思います。

委員長 副町長。

副町長 確か、去年一般質問の中で山岳遭難の関係についてご質問があったと思います。基本的には、山岳遭難の防止のためのPR看板の設置というのは、23年度で予定をしておりますけれども、遭難に係る出動費用の本人負担については、今後色々な団体含めて協議を進めていきたいというふうに思います。それが適切なのか、どうなのか、特に幌尻岳の場合、登山客が多いというような状況にもありますので、道内でのそういう先進地事例も含めて検討させていただきたいなというふうに思いますので一つよろしく願いいたします。

委員長 127、128ページ。129、130ページ。8番松澤委員。

8番
松澤委員 129ページの21節の貸付金のところですが、奨学金の貸付対象が広がって、大変良かったと思っておりますが、以前は貸付期間と返済期間が同じだったと記憶しているんですが、最近高校卒業、専門学校卒業してもなかなか正職員につくことができなく臨時職員、アルバイトなどを余儀なくされている時代だと思います。そのことで返済期間というのもなかなかちょっと、なかなか返済する金額と申しますか、それも大変な時期だと思うんですけれども、返済期間というのはどのように今なっているのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習 奨学金の返済期間につきましては、それぞれ違いますけれども高校の場合です

課長 と3年間借りますと返還年数が6年の中で返していただくということになっております。また家庭の事情等もありますのでそういう部分も聞きながら個々に対応するという感じで今は来ております。

委員長 他、130ページまで質疑ございませんか。10番大崎委員。

10番大崎委員 10番大崎です。ふるさと親子留学の部分についてお伺いしたいと思うんですけども、ふるさと親子留学の推進受け入れの推進協議会と事務局である教育委員会との繋がり、連携がどうもうまくいっていないのではないかなというふうに思っております、どっちかという教育委員会より私はまちづくり課の方で事務局をもっていた方がすんなり動きやすいのではないかなというふうに個人的には思っているんですけども、そこら辺の考えについてお伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ふるさと親子留学との教育委員会との関係がうまく言っていないのではないかなというお話ですけれども、そんなことはございません。ただふるさと留学に来る子どもたち、親御さんの受け入れにつきましては、全てふるさと留学、振内の方のNPOがやっておりますので、来るという段階で教育委員会がご挨拶に来ていただいてどうぞうちの学校に来てくださいというような感じで今は来ておりますので、何人か、2、3件が最近障害の持った子ども達やら、そういう方もいました。ですが、それが持っているから駄目だとかそういうことは一切ありません。全てNPOの方で受け入れて、それを教育委員会が受けるという形で今来ておりますので、ただ将来的ですね、検証した中でも振内だけでいいのかという問題もありますし、移住定住の中でもふるさと親子留学と一緒にした中で検討していった方がいいのではないかなという検証もありますので、その辺は23年、この後ですね、検討されると思います。

委員長 今のまちづくり課の方が担当した方がいいのではないかなということに対しての答弁お願いいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長 中で言いましたとおり移住定住の中で大きな形で平取町に受け入れという方向で、検討はなされればいいと思います。

委員長 他、130ページまでございませんか。131、132ページ。133、134ページ。7番山田委員。

7番 134ページの18節備品購入費ということで、部活動用備品ということで、

山田委員 説明の内容によりますと部活動吹奏楽部を設立するにあたってこれだけの金額ということでございますけれども、部活動、今、吹奏楽部若干の流行を見せて部活をやりたいという子供らを応援したいわけですからけれども、これのちょっと内訳というか楽器類の購入の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えしたいと思います。備品の購入ということで中学校の部活動の関係ですが、貫気別中学校が来年から平取中学校に来ます。今まで平取中学校には吹奏楽部というものが無く、文化的な部がもう少し活発になればいいかなということで、部活動の中に吹奏楽部を作っていただきたいという教育委員会からのお願いもありまして、父兄からもそういうようなお話もありまして、吹奏楽の部活動を今作って頂きたいということで、中学校の方をお願いしているところです。まだ、楽器の方の購入等につきましては、300万の中で揃えるんですが、人数的には20人規模の集まりというか、そのぐらいの人数でやる部にしたいということで考えてます。楽器については、今学校の方で部活動を先ず中学校でやるかどうかの検討もしてはいるんですけれども、ハッキリどの先生がやるかというのは新年度からのことですので、その先生と学校の中でお話をしながら楽器の購入も決めたい。それから、人数的なものも決めたいということで23年度は取組んでいただきます。途中でそういう部が学校の中に出て来るということに多分23年はなると思いますので、その時点で教育委員会とも相談しながら楽器を購入していきたいというふうに思っております。

委員長 7番山田委員。

7番山田委員 教育委員会の勧めもあって部活動を、こういうものを作ったりしてはどうかということと、また、父兄からの要望も何件かあるということでございますけれども、やはりこれだけ、トランペット一つ買うだけでも5万、6万円の世界から50万、60万のものまでであると、ましてや最初作るのに20名程度という20楽器、それに予備含めると大変高額な買い方にもよりますけれども、高額なものになるということで、思っているところでございますけれども、また作ったにしても子どもたちがやる、やらないという、子どもたちから自発的に出てきたことならまだしも、さてこのクラブ活動果して成立するのか、どうかという心配もあるんですけれども、それも含めて金額的にも含めてどのような考え方をもってこの310万程度という案が出たのかちょっとその辺もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習
課長

楽器についてはそのとおりで、安い物から高いものまで色々あります。余り安い物は揃えたくないと思っていますけれども、今までの経験、中学校の吹奏楽の経験の方の話によりますと、300万程度でそのくらいの規模の物を揃えるというご意見がありましたので、このような予算付けをしたということでございます。それと毎年この後メンテナンスもかかってきますので、今年度はメンテナンスは入ってませんけれども、来年度以降、24年度以降メンテナンスに4、50万毎年かかるのかなというところでございます。是非ですね、それと吹奏楽を作っていただくということで、平取町にも先週でしょうか、公民館で平取吹奏楽の演奏会がありました。今まで何年か前までは富川、門別の吹奏楽しかございませんでしたけれども、その中に平取の方も入ってやっております。ここ2～3年ですね平取町にも、平取町の方が有志となって平取で吹奏楽のコンサートをやっている、また内の事業にも関わっていただいたりしておりますので、その中で中学校がこの部活動ができるということであれば中学校の吹奏楽は色んなところで発表ができる。また何と云うんでしょうか、子どもたちが活躍する部面が沢山これから出てくるかと思っておりますのでそんなようなことを望みながら吹奏楽部を作りたいということで学校にお願いしているところでございます。

委員長

山田委員よろしいですか。他に、8番松澤委員。

8番
松澤委員

133ページの学校管理費の中学校のところですが、平成24年度から必修科目となる武道、ダンスの準備に関する予算がちょっと見受けられないような気がしますので、どのように考えているのかお聞きしたいんですが、特に柔道着を買ったり、剣道の場合防具も個人で買ったりすることは、ちょっと難しいと思いますので、そのこととか例えば柔道を体育館でするとなると畳がずれて隙間に足や手が挟まってけがをする可能性があったりとか、授業の影響として畳の準備とか片づけに時間がかかるとか、色んなことができてくると思うんですけれども、24年度から即座に事業に移れるような準備をなされているか、今どういう準備で進んでいるかお聞きしたいと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

24年度から新学習指導要領の中の改定で学校、中学校に武道を取り入れるということで、中学校、それから教育委員会の方では、柔道をやりたいということで考えております。平取中学校の柔道につきましては、人数も多いことから町民体育館の道場を使いたい。振内、貫気別については独自の体育館でやっていただきたいということで考えております。柔道着については、教育委員会で揃えるという考えでございます。以上です。

委員長

1 1 番櫻井委員。

1 1 番
櫻井委員

今の中央公民館ですか、の方の柔道場使うと始めて伺ったんですが、そうすると葬儀等で例えば、日にちがぶつかるということが十分考えられるので、以前から町長との雑談の中でよく話していたんですけれども、あそこをやっぱり葬儀場として使う方向というか、今の使い方をまるっきり無くして中央公民館の方で葬儀をするということに決めてしまうというのもあるんですけれども、その辺のことを話し合った経緯というのは無いんですか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

体育館の体育室の葬儀場に関しては、今までも色々なこと皆さんの方から言われております。その都度、私どもも応えておりますけれども、先ず体育館の葬儀場ですけれども玄関を増築した経緯もあります。あれは、体育館に入る方と葬儀に来る方が一緒になるんで、それは別にした方がいいんじゃないかという意見が皆さんの方からございまして、今の状態になっております。また、この2、3年公民館の方も解放したということで、それは皆さん葬儀の役員の方、喪主の方にもそれは体育館の方は伝えておりますので、後は喪主の方が選ぶということで、今、体育館の方が割合が多い、年間10件程度の葬儀がありますけれども、柔道少年団が使っておりますけれども、それによつての支障はそんなにないと思っております。例えば、通夜で使われた場合、その場合は次の日だとか、前の日だとか、そういうことで日にちをずらして使っていただくこともそれは体育館としてオーケーとしておりますので、後は柔道少年団がどうするかを考えるということでございます。今の段階では、住民センターもあります。それから体育館もあります。公民館もありますということで体育館の柔道場、体育室ですね。それを葬儀には使わせないという考えは今のところございません。以上です。

委員長

1 1 番櫻井委員。

1 1 番
櫻井委員

喪主の方の方が選択をするというのは分かるんですけれども、実際、葬儀となると急に執り行われるというのが通常のことでありまして、それに対して葬儀社に相談すると大体は、今すぐには対応できないというような答えが返ってきて、普通は望んでいるかもしれないんですけれども、柔道場でやらざるを得ないという状況がかなりあるんです。実際に葬儀委員会に参加してそういう声を聞くということもあるんでね。普段から葬儀社を呼んでこうこうこういうふうに場所を中央公民館でやったらこういうふうな設定をしておきますので葬儀社もこういう仕組みを作って下さいとか、そういう働きかけが本当にあるのかどうかということも疑問ですし、柔道場で変な話、線香くさい中で授業をするとか、

そういうことが果たして本当いいことなのかというのはちょっと僕は疑問に思うんですよね。その辺のことももっと前向きに考えていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

只今の質問ですけれども、以前に私ども生涯学習委員会になる前、公民館運営審議会とか、今は生涯学習委員会がそれをやっておりますけれども、その中で今、櫻井委員が言ったようなことは言いました。言ったところその中にお坊さんの生涯学習委員の方がおまして、大変失礼なことを言っていると、人間の最後をそういう形で見るとはおかしいという意見を頂きまして、そういうことには一切触れないようにしております。

委員長

9番鈴木議員。

9番
鈴木委員

今の部活動の関係のことで伺っておきたいと思います。振内中学校の場合も柔道選択ということで伺っております。ただ、振内には一般の方の中にもいま柔道の指導できる人が実際にはいないということで、また、中学校の今の教員の方々の中にも柔道を教えることのできるそういう方が実際にはいないというふうに伺っております。そういうことで実際に最近、そういう学校での柔道のクラブ活動とか色々な形の中で事故がやっぱりまれにあると、そういうようなことで正式な病名忘れましたが、髄液減少症とか、そういう形の名称だっただともいいますが、そう言った意味では、やっぱり本当にきちんとした指導者のいる中でそういう部活動として、教科としてやるんではなかったけれども、確保するという点についてやっていただきたいなと思っているわけですけれどもその辺についてはどうなのかということをお願いしたいと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

中学校で柔道をやるということで今進めておりますけれども、教員が中々、専門の教員がないというのが事実でございます。それは平取町だけでなく管内も含めてであります。最近、統合が全部進めておりますので、各中学校の教員はどんどん、どんどん少なくなっている中で各町その柔道の出来る方ということで、他は剣道もありますし、その他の武道もやるかと思っておりますけれども、そういう先生を求めていることは確かです。うちの教育委員会も教育長が人事の中でそういう方を配置していただきたいということを努力はしておりますけれども、中々実現難しいというのが現実かと思っております。その中で体育の先生方にそういう講習を受けていただいて、怪我の無いように子どもたちに指導

していただきたいというのが教育委員会からの学校に対してのお願いでございます。

委員長

他、ございませんか。9番鈴木議員。

9番
鈴木委員

今の件については、中々確保が難しいという状況というお答えだと思いますけれども、まるっきり自分らも日本の武道という形ではありますけれども、自分らの時代もすでにそういう柔道とかということが教えられたり、剣道もそうですけれども学校で部活動があったりということのない時代でありましたので、自分らもまるっきり柔道等ということはできません。そういうことで、今、先生が急遽講習受けるとか何とかということで本当にできるのかなというそういう懸念はありますので、是非本当の意味で教えられる、指導できる確保ということには全力を挙げていただきたいなというふうに先ず要望しておきたいと思えます。もう一点、学校管理の中で伺いたいことがあります。需用費の修繕料ということで、518万7千円ということで前年比から見ると150万ちょっと、170万ぐらいですか増えていると、貫気別中学校が23年度いっぱい統合になるということで、特にそちらの方にお金をかけるということが無い状況かなと思ひながら、じゃ本町はと言いますと耐震工事とかやってきた中で、それとは別な形の中での修繕というものはあるのかもしれませんが、多くはこれで、振内なのかなとそういうふうにも思ったりしています。その内訳ということも1点なんですけれども、今当然のことながら振内中学校についても町としては統合をお願いしたいという立場で協議を続けている最中でございますが、振内地区としては、統合ということについて直ちに話が進んでいく、そういう状況とは今やっぱり見受けられないという状況の中で、何時まであの学校が本当に教育、子ども教育に提供するのにふさわしい、そういう安全性も含めてあるというふうに教育委員会の方はお考えなのか。私も振内中学校の学校評議員ということで、22年度から2年間ということで任命されております。そういうことの中で振内中学校の体育館については、耐震といいますか、そういうことでは見に来られたというふうなことも聞いておりますが、本体の方については、まるっきり見る与えもないということなのかなと思えますけれども、本体の方は見ていかないというふうな話でちょっと伺っておりますので、とにかく本当に何か大きな事故、本当に築40年超えてるはずでございますので、その辺についての考え方、学校統合が本当にどこまで話し合いが上手く進んでいかないという現状の中では何時まであの校舎で学ばせる、統合が決まるまでずっとそのまんまという考えなのか、どうなのか、教育長にその辺り伺いたいと思えます。

委員長

教育長。

教育長

それでは、今の鈴木委員のご質問にお答えをしたいと思います。修繕料が平

中なり貫中がそういう状況でどうして現状維持か増えていますかという一つ前段なつたと思いますが、これについては、実は振中の暖房器は一昨年補正で800万だったのでしょうか、補正をさせていただいたと、その時に実は一部の教室をそこはいいかなという事で手当をしなかった。ところが特別支援学級等々も含めてそういう状況で行くと、設置をしないとやっぱり日常の学級活動等は大変支障をきたすと、そういうことでここはその分が、予算の説明の時はさせていただいたと思いますが、たしか220万5千円ぐらい、そのことも含めて増になった。そういう事情がございます。今のお話のように何時まで現状学校ですか、というお話で言うと、私どもも子どもたちが安心して安全で授業ができて、なお且つ教育的環境で統合という願いをずうっとしてきました。ただ現実には振内の中学校は、41年から43年の建設ですので、当然にして今の耐震の状況にはなっていない。それと、大規模改修は効かない施設だということになっておりますので、そうするとそういう中で過去17年以降も応急的に必要な修繕は、過去も含めて振内は確か暖房器にも700万程度かけて適宜必要な、いわゆる補修はやってきました。それで言うと何時までですかと私どもは学校統合については是非ご理解を頂きたいという主旨で、あそこについては改築をしていくという、仮に学校統合はうんと言いませんよ、いいですよと両方あると思います。統合で承諾を頂けなかったら今何時までいくんですか。何時まで行けるだけ一定の補修をしながら我慢していかざるを得ないかな、その中で何とかご理解を頂くことのやりとりをしていきたい。で言うと、後期の総合計画についても、校舎の大規模改修等々の計画にはしておりません。当然にして、今ここ1、2年決まっていない、どうなりますか、その辺の事情も当然出てくるということは承知をしながら、何とか子どもたちが危険にさらされる前に一部補修をしながらでも、維持をしながら統合に向けて努力をしていきたい。こういうふうに思っていますので、この後、色々とまたお話し合い地域とされるという状況が来ると思っていますので、委員の皆様にもその辺ご理解を頂きながら、なお且つ、そういう方向での支援も頂きたいというふうに思っていますのでどうぞご理解方よろしく願いをいたします。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

結局、統合の話がまとまらない限り何とか修繕しながらでもという答弁だというふうに思います。そういうことでなくて、やっぱりそういう今の振内中学校のそういう大規模な改修も勿論耐震なんていうことも考える状況にもない、そういうことであるならばやはり何年を目途にということからきちっとやはり統合するにしてもしないにしても目途は校舎に、校舎の安全ということから見ると、どこに目途を置くかというそういう一つの逆算方式のような形の中で、十分はやり地元と協議をしていく。そして、また、どうしても話がもとの方と協議が付かなければやはりそれなりの対応を考える。そのタイムリミットは何時

なのかということを経済委員会としてもやはり、何時までも応じてくれないから、応じてくれるまでという兵糧攻めのようなことではなくて、リミットということについては、きちんと考え、予定表といいますか、持った形の中で対応していただきたいと思っております。

委員長

教育長。

教育長

お答えをいたします。何年度を目途にというような正直言って私どもも貫気別中学校なり荷負の統合の経緯を含めて言うと、そういうお話しの下地が出てきて、そしていろんな準備もあるからこのくらいでどうですか、というお話をさせていただきながら、実は貫気別なり荷負は迎えました。ところが振内もそういうやりとりをしながら一定の熟度の中でじゃあこの位でどうですか、この年度ぐらいで如何ですかというやり取りを実はしていきたいと思っておりました。貫気別が24年度でからというのは一昨年でそういうことがありましたので、そうすると振内ともそういうお話しをしていきたい。ところがそういう日程調整が実はできないで、1年8カ月振内地区とは実質お話しができないで来た。そうすると貫気別、私どもは正直申し上げて貫気別と一緒にの時期であることが望ましいかな、でもそのお話しができないで来た。そうすると貫気別が確定したように、荷負は1年でしたけれども、統合がいいですよとなって準備をしていって閉校に向かっていくには、どうしてもやっぱり2年位かかります。そうすると振内が今その話ができているとすれば、うちは統合に向かっていく時に少なくとも、2年か3年の中で統合できませんかと今度お話しをする時には、そういう状況になっていくんだらうと思っております。ただし、今のようには鈴木委員おっしゃるようには応じてくれない時どうするの、こういうことは当然予測をしていかなければならないと思っております。それはそれで、お話しをということになっていくと思っております。今、小中併置でというような形で小学校を最大限活用しながらという意見もありますが、実際には教室が一つ二つ空いている程度で、という状況で少なくとも併置としてあそこの機能をそのまま、いわゆる増設その他一切しなくても使えるという状況は一切ありませんので、地域には、小中併置についてという格好で小学校活用することはできません。こういうお答えを実はさせていただいております。応じてくれる場合、くれない場合というのは、正直申し上げて私どもは、過去のほかの学校教育条件整備方針に基づく統合で、荷負なり貫気別をお願いしてきた経過、それから校舎の老朽化の問題等々も含めて、応じてくれない場合には、校舎が改築してくれるんですかというやりとりも去年の振内地区でのお話はあったと思っておりますが、その時にも正直申し上げてそのことについては、即答できないということではなくて、改築ということについては、応じかねるかなという、そうすると何の話し合いだとか色んなことがありましたが、現状で言うと何年を目途ということについて言うと過去の例も含めて言うと統合を仮にするとしても何年かかかるんで、

2年か3年という目途ですよというお話は、今後させていただくということになると思います。今までは、5年も6年もどうですかとお話をしてきましたが、今鈴木委員がおっしゃるように、どっちに行くかは別にしても、いわゆる目途を示せということについておっしゃるとおりかなと思ってますので、そういう示し方をしていきたい。その中で駄目だと、合意ができないという時に改築については、応じてくれるのかということについて言うと、荷負なり貫気別の統合の合意の経緯を含めていうと教育委員会は、応じられますという回答はできないかな、実は正直そういうことでおります。この辺も含めて皆さん方とお話をさせていただきながら委員の皆様にもご支援ご協力いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

今のお答えそのまま受け止めるというわけには、私としてはやっぱりいかないと、やはり新しい段階に入るべく、教育委員会としても校舎の安全性というようなことをきちんと踏まえたうえでこれから統合の話、振内でさらに協議をされていくという内容でございましょうから、それは当然そうだというふうに私思います。ただ、その合意が、教育委員会が目指す、目指すというか、目指すとは、やっぱり安全ということからの期間というような捉え方を是非していただきたいというふうに思っております。そういうことになりますと安全の期間を過ぎても合意に至らなければ、至るまでとにかく統合して下さい、統合して下さいとこれだけでいくというような今の答弁にさえ聞こえる内容でございしますので、その時点が来たら来たなりの新たな協議の段階に入ると私はそういう考え方で進まなければ本当に子どもの安全、本当に補償できるのかという話、今までも統合検討委員会の中では出ているわけですから、その点今の教育長の立場からいってすぐ検討させていただきませうとは、言えないのは十分承知しております。ただ我々は地元としてはですね、そういうこともその時点では再度改めて協議の対象になろうかと思っておりますので、地元の意向という形の中で今質問ということにはハッキリと教育長に伝えておきたいということで述べさせていただきました。

委員長

教育長。

教育長

お答えをしたいと思います。今、鈴木委員の方から教育委員会の今まで統合してきた経緯から行くと、それは分かりましたと言えないという事情も分かりますということでご理解を頂きながら、だからと言ってそれが委員さんの質問の趣旨の全てだということではないということ当然なものですので、私どもは今までも学校統合について、お話をさせていただいたと同じように目途を定めながらお話をさせていただきたい。応じる、応じないの議論について言う

と、そこはそれということで、とにかく今後年度を定めながら是非懇談を多く開けるように、実は荷負のなり貫気別と違って開催をするお話合いの期間がどうしても設定できないで来ておりました。そういう事情もありますので、今後は検討委員会という窓口と、それから各自治会に下りたようですので、保護者にも下りたようですので、その辺も含めて積極的に懇談をさせていただく中で道を見出していきたいかなと思ってます。どうぞよろしく願いをいたします。

委員長

8番松澤委員。

8番
松澤委員

先ほどに戻りたいんですけども、先ほど平取町は、必修科目の話なんですけど、柔道になりましたということなんですけど、私、柔道ですと畳の用意、場所確保あと、体ごとぶつかる競技なので事故がとて心配なんですよね。それで剣道なら防具で守られ、相手とも距離がありそういうことで安心かなと思うんですけども柔道を選んだ経緯といいますか、それをお聞きしたいんですけど。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

柔道を選んだ経緯につきましては、三つの学校の校長先生、指導の中で検討させていただきました。各学校の中でもそれは色々検討した中で平取町は柔道に行くということで決まっております。

委員長

11番桜井委員。

11番
桜井委員

11番桜井です。先ほどの続きをさせていただきたいと思いますが、今説明の中で何年前にやられたか分かりませんが、玄間も別にしたとか、そういった経緯があるということも伺いましたが、実際には現況においてはそんなことはどうでもいい話でありまして、高齢者を迎えて膝が痛い、自分を含めて腰が痛いとかそういった人が増えてる中で、椅子も並べられない状況というのが本当に適正か、本当に町民のためを考えているのか、ということ考えたときに、やっぱり葬儀場、使いやすい状況にしたいというのが私たち、住民も含めて思っていることでありまして、そのことについて本当に教育長も町長も今の状態がいいのかということを変更して伺いたいと思いますが如何でしょうか。

委員長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきたいと思いますが。前段、鈴木課長の方から答弁をさせていただいたように体育館を使っていく施設の整備も含めて言うと、色々な経緯があっただろうと思います。そういう中で公民館の利用についてもというこ

とで使用料条例の中で使用してきたという経緯、そうすると長い何十年という年月の中には、そういうことで見直しその他が当然なってきたんだらうと思いますので、今櫻井委員がおっしゃるように現実には中々公民館を葬儀にという時に一定規模の人数という時になると、今ご指摘のように葬儀屋さんがどうやって準備する、教育委員会がどこまで手伝う、だとか色んなことが実際にはまだ大きな、大会議室で法事等がありますけれども葬儀は実はやってませんので大きいのは、そういうことで言うと利用する側もちょっと、本当は椅子の方が望ましいんだけどもと言いながら施設利用で言うと二の足を踏む。それと施設の利用料、あそこは体育館と相当違いますので、その辺は条例設定のときにも色んなやりとりがありました、その辺も具体的に利用していくときには、課題を抱えながらいくことは事実かなと思います。使用料の面、それから施設を利用する具体的な面、で言うと今のようにほとんどがどこの地区も椅子だという状況がありますと私どもも利用する側が積極的に利用していただけるようなことについて言うと色んな工夫をしていきたいかなと思ってます。これだからいいです、駄目ですということではなくていま櫻井委員がおっしゃるように業者さんもどうやったらいいのかよく分からない、あの広い会場で祭壇どうやってするんだらうか、費用がどうなるんだらうか、だとかということも含めて色々と課題抱えているんだらうと思います。お金もかかるよねということ、それが実際には、体育館で年間10回ぐらいでするので柔道にどれだけ突然に入っで影響があるか、無いかというのは件数という割合で言うとどっちも常に影響受け合うぞということにはなっていない件数なんだらうと思ってるんですよ。重複は調整は可能。最大限、皆さんがそういう利用ができる方法で使用料のことを見直すという意味は取りあえずありませんが、そういうことも含めて積極的に皆さんが良しと思う方向の施設を利用していただけるようなことで検討をしていきたいと思ってます。

委員長

櫻井委員、町長からも答弁求めますか。(はいの声) 町長。

町長

それでは、私の方から結論的なこと申し上げたいと思いますが、公民館が開放しているけれども利用できない状況にあるのか、どのような課題があるのかということ これらについては、もう既に指示をしております内部で十分それらの課題について、十分地域とも協議をしながらどういったことが足かせになって利用に出来ない形になっているのか、広いから二の足を踏むのか、費用の面なのか、或いは葬儀社の都合なのか、そう言ったことも広い観点から考えながら出来れば今本当に櫻井委員がいうように非常に高齢化してお座りする事態が中々大変な状況になってきているということは私も十分認識をしておりますので、そう言ったことで十分実態を調査しながら、そう言った課題を浮き彫りにしながら、どう解決していくか新年度に23年度に動いて内部でもきちっと整理をして検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたし

ます。

委員長

休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時59分)

委員長

再開いたします。133、134、他に質疑ございませんか。それでは、次ページ、135、136ページ。10番大崎委員。

10番
大崎委員

135ページの教育振興費の中の20扶助費の中で、要保護、準要保護生徒援助費ということで載せられているんですけども、私先般うろ覚えで申し訳ないんですけども、新聞を読んでいて確かこういったものの中に生徒会費ですか、クラブ活動費などというのも含めることができるんですよという報道を見た記憶がするんですけども、当町においてはそういう措置がされてるのか、どうかお伺いしたいと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

当町におきましては、支給の科目といたしまして9点挙げております。学用品費、それから通学用品費、郊外活動費、これは宿泊を伴わないもの、また体育実技用務、新入学児童の生徒学用品、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費ということで、これについては就学援助費の交付規則で決めておりますのでこの範囲の中で交付をしているところでございます。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

ということはPTA会費とかクラブ活動費というのは、当町においてはそういったもの見て上げている部分は無いということによろしいでしょうか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい、そのとおりでございます。

委員長

他、136ページまで、10番大崎委員。

10番
大崎委員

今後に向けてやはり折角そう言ったことは使える。確かに町の負担等増える部分あるのかもしれませんが、将来的に向かつてはそういうものも見てあ

げるのが私は筋ではないのかなというふうには思っておりますけれども、将来的に向けてどう考えていくのかお伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今申されたことを教育委員会の中で教育委員と話し合いをしながら、また決めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

委員長 他、136ページまで質疑ございませんか。137、138ページ。139、140ページ。10番大崎委員。

10番大崎委員 10番大崎です。文化的景観についてお伺いいたしたいと思っております。ちょうど4年前のこの3月の議会において景観条例とか、制定されたと思っておりますけれども、その経緯に至っては当時の教育長、或いは当時の助役等がそこに向かうまでの中で色々住民説明であったり、議会への対応であったり、そういった面で陳謝している部分もありました。それでこの4年たって文化的景観、実際取組んでみてどうだったのか、検証していくそういうつもりはないのか、そういったことについてお伺いします。それと当時の文化財課長の方がメリットいっぱいありますと言った中で、例えば地場製品のブランド化の指定受けるとか、エコツーリズムとか、グリーンツーリズムだとか遺産ツアー、そういった観光の部分でも非常にメリットがありますよということをおっしゃっていましたが、実際そこら辺もどうだったのか、本当にそこに結び付いているのかどうかそういったことも含めて、是非私は検証されていくべきだと思っておりますのでお伺いしたいと思います。

委員長 文化財課長。

文化財課長 お答えいたします。平成23年度の事業の中で、今まで実施してきた内容についての報告書を取りまとめるというような形で計画をしております、どのような効果があったのか、また、これからどのように進むべきかということを書いていきたいというふうに思っております。また、その部分の町に対しての観光部分ですとか、そういう部分の効果についてでありますけれども、当初はなかなか計画段階から実施していくということで、なかなか見えにくい部分があったんですけれども一昨年、昨年あたりから観光部門でもそういうツアーが企画されたりモニターツアーみたいな形ですね、そういうのが企画されたりということで、海外からも修学旅行の関係で博物館の方に来て、是非来たいというような話もありまして、その中で文化的景観についても説明をしていきながらこういう伝承ですとか、こういう言い伝えですとか、アイヌ文化の関係がこういうふうにありますという形で照会をしていっているということで、今後につ

きましてもそういう部分を強調しながら町部局、関係各課と調整しながら進んでいきたいというふうに考えておりました、なかなか町民の皆さんに目に見える形で効果が難しい部分もありますけれども、今後もそういう啓発活動を実施していきながらいきたいというふうに考えております。以上です。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

分かりました。それとですね基幹計画が確か4年、付加計画は2年とかという景観の奴の中でそういった計画があったと、景観計画の見直しというのがあったと思うんですけども、4年経ったところでその部分も見直していくというそういうことでよろしいでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

条例に基づきまして、計画に当初策定したものに従って、中々これといった成果というか、そういうものが出ていないというのが現状でございまして、今年に2回から3回景観審議会の中でそのことについて色々議論しながら当町の景観形成をどうしようかというような議論を進めているところでございます。22年度までの取組みとしては、景観計画及び景観条例等をいかに町民に周知するかというようなことに重点を置きましてやってきたいというようなつもりではございますが、さらにそういったことを継承するというようなことと、景観50選等の選定も含めて、今の審議会の委員の任期が3月、今年の3月というようなこともございまして、一応の区切りとして景観50選等の成果品というような形で皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。計画につきましては、これから色々重要文化的な建造物ですとかそういったもの指定とかうたわれている部分がございますので、さらに新たな審議会のメンバーで内容検討してその辺の、改定するところは、改定すべきというようなところもありますので、その辺ですね、また検討進めてまいりたいというふうには考えてございます。

委員長

他、140ページまで質疑ございませんか。141、142ページ。143、144ページ。2番平村委員。

2番
平村委員

教育費の図書館費の中で、教育執行方針の中でブックスタートということを書いてあったんですけども、これはどこのところに予算計上されているんですか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長 ブックスタート、執行方針で乳幼児からやるということで、それにつきましては、備品費の購入費の中で購入していきたいと思っております。

委員長 他、ございませんか。7番山田委員。

7番山田委員 教育費、144ページの19節ですけれども、スポーツ少年団補助金、全道大会出場補助金等などあるんですけれども、個人でというか、先日も荷負の方のお子さんで山形県に剣道大会に出場するという、ああいうときの補助制度というのか、補助金というのはどの辺の、項目で対応しているのか、それかまるっきりそういうものは出していない個人出場なので出していないということなのか、その辺の回答頂きたいんですけれども。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それにつきましては、全道大会出場補助金30万の中で出しておりますけれども、毎年足りなくなるものですから、それは予備費の中で足りない部分は出していただいております。

委員長 他、144ページまでございませんか。145、146ページ。8番松澤委員。

8番松澤委員 松澤です。146ページの15節工事請負費の中の町民体育館改修工事のことに関してなんですが、この中に町民体育館の照明の取換えとありますか、そういうものが入っているかどうか知りたかったですけれども、最近ここ何年か体育館が常に何カ所か切れていて、薄暗い状態でスポーツをやっているというのが現状なのですが、ついこの間、月曜日にいきましたところ、照明の3分の1か、4分の1かほとんど切れていまして、それでも何十人でしょうね2、30人の方がスポーツをやっている状態だったんですよ、それでもやりたいという感じでやっていたと思いますが、利用者が多いということは日誌などの人数から見ても把握していらっしゃると思うんですけれども、危険なこととあと健康づくりということで皆さん一生懸命やってらっしゃることも考えまして、早急に照明をどうにかということをしていただきたいと思うんですけれどもこの中にそのことも入って、入っていなかったよな、入っている気がするんですけれども、入っていないのであれば、入れてほしいなことなんですけれども、お答えいただきたいんですが。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい、工事費の中にはそういうものは入っておりません。この工事費につきましては、22年度今の柔道室の屋根の部分直しました。残り、事務室側研修室側が残っておりますので、それを今年度直したいということで上げております。それからいまご指摘がありました照明の件ですけれども、体育館の照明は昇降式となっておりますので、切れればすぐ直せるんですけれども先日は何かの原因で、トラブルが起きたということですぐ職員と業者と見たんですが、接触不良がどこかで起きたということで消えたということでございます。今は、次の朝すぐ点検をしましたのでそれは正常に今はついております。ただこの後も起きるかもしれませんので、既存の予算の中でちょっとどのくらいかかるか分かりませんがやれるのであればやりたいと思っております。

委員長

他、ございませんか。147、148ページ。149、150ページ。151、152ページ。153、154ページ。155、156ページまで。質疑ありませんか。それでは、質疑がないようですので、只今まで、歳入歳出の事項別明細書について質疑を行いました。第2表債務負担行為及び第3表地方債を除く歳入歳出の全体を通して、改めて質疑を受けたいと思っておりますが、質疑は、ございませんでしょうか。7番山田委員。

7番
山田委員

121ページの土木費の件でちょっと再度質問させていただきます。町道草刈業務委託料ということでございますけれども、去年も若干相談した件ですが、町道草刈を自治会として請け負っている団体の中で、やはりちょっとした石が飛んできて怪我をしたとかという事故が、ちょこちょこ毎年出ている関係上、委託料の中に保険の関係で町側として対応していただければ、請け負う方の自治会としても大変やりやすいということで自治会の方からも希望が上がっておりますので、その辺自治会で請け負っているこの草刈業務の中で、その辺の対応はしっかりしているのか、また保険に関しては、町としては一切関知しない、委託料の中で個人的にやってくださいという考え方で推し進めるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

ご質問にお答えしたいと思います。この町道草刈業務委託料につきましては、各自治会、12団体、12自治会に委託をしております。委託料の積算につきましては、単純に平米8円という積算で委託をしております。その業務について事故があった場合については、各自治会の責任のもとにおいて行うということの契約の中にそれぞれ、そういうふうなうたってやっておりますので、町の方でその委託の中に保険料入れて契約するとかという形には今なっておりませんし、契約上そういう事故等についてはあくまでも自治会の責任のもとに行う形になりますという契約で進んでおります。

委員長

7 番山田委員。

7 番
山田委員

分かりました。それともう 1 点ですけれどもこの町道草刈の業務委託料に関してなんですが、やり方はそれぞれ自治会に応じてブラシカッター、機械類など使ってやる。その辺に関しても町としてはあまり関知していないんでしょうけれども、町道のポールというんですか、カーブ毎に赤白のポール立っているんですけれども、あれの管理があまりにもちょっとひどいんじゃないかという、草刈やっている人達から色々クレームがついております。除雪したあとの、除雪の時の被害だと思うんですけれども、倒れてて分からなくてブラシカッターで刈って、それが知らないで刈ってしまって歯が欠けて足元に飛んできて長靴が切れたとか、大事故には至らなかったんですけれども、そのことに関して町道の草刈の申請をする前に、そのポールの状況とか、玉石、ゴミ類等の関係をもう少し町側で整備というか、修理というか、そう少しまていにやってほしいということででますけれども、その辺に関しての対応どのように考えるかそれもお聞かせください。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

委託契約ということで、自治会さんお願いしているんですけれども、そういうことが事実であれば、それは大変危険なことですので、4月になりましたらすぐ委託契約始まりますので、現地等十分確認させていただきましてそういう危険箇所、危険物、或いは町道の管理上草刈業務委託する場合に支障のあるもの等がありましたら、問題無いような形で対処してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

他に、8 番松澤委員。

8 番
松澤委員

63 ページの広報広聴費の 11 節、需用費のところですが、先日、平村議員からの一般質問がありまして、まちだよりの大切さを再確認したところでありまして、昨年私このことについて予算が多くなってた理由を聞きまして、ページ数の増ということで予算増えましたということを知りまして、その時に週報、広報大事な情報源なのでページ数増だけではなく、見やすさ、字の大きさの検討していただきたいということをお願いしました。今年、また、この部数減ということで予算減っておりますけれども、例えばカラーにするとか、お年寄りのところの部分は字を大きくするなどという、そういうことで部数だけのことで予算を削るのではなく、他の何か工夫することにお金を使っていたらいいなと思ひまして、前回、先日一般質問あったのにしつこいかなと思ひたんですけれども、一言言っておきたくてこれからも検討していただけないかなという

ことで、何ですけれども。

委員長

総務課長。

総務課長

広報広聴費におけます印刷製本費ということで、このことについては、部数の減ということについては、総体数でこれまで2900部ほど印刷をしてございましたけれども、世帯数の減だとかということもありまして、その他町外の方々に送っている分というようなことも含めまして総体的に部数が、送付数等が減をしているということもありまして、そこで減をしているということでページ数等々について減をしているということではございませんので、一定のページ数一回の発行においては、平均して14ページ等にはなりますけれどもその時においては16ページ18ページということでそれらについては必要なページ数ということでは確保しておりますし、今ご指摘のありました広報見やすさ読みやすさということにつきましては、一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども十分にそれらについては今後とも配慮等をしていきますし、文字の大きさということでは、昨年等もご指摘がございましたので、それらについては早速改善をさせていただきまして、ポイント数をアップをしているということもありますので、また総体的に広報の発行等については、十分配慮してまいりたいというふうに思いますので、またよろしく願いをいたしたいと思います。

委員長

他、2番平村委員。

2番
平村委員

今の同じページなんですけれども、19の負担金補助及び交付金の中で日高法律相談センターの負担金があるんですけれども、負担金に関連して伺いたいんですけれども、この法律相談を受けるには1時間以内を無料にして、あとオーバーすると料金が取られるというふうに言った方が言ってますので、その辺をもう少しきちんとPRしないとなんか無駄なお話をいっぱいしてて、もう時間ですよと言われて帰ってきた方がいらっしゃるそうなので、その辺をもう少しPRしながらやらないとその辺は、料金は取られるんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

只今のご質問で法律相談をというようなことなんですけれども、原則相談については無料というふうに認識しておりますので、そのとこでちょっと料金が発生したということは私ども抑えてはいなかったんですけれども、改めて実態を調査をさせていただいて、ハッキリしない部分あるものですから改めて調査させていただきたいと思います。

委員長

2番平村委員。

2番
平村委員

87ページの介護支援費の中の在宅介護予防サービス計画策定業務委託料の中で、地域支援包括センターに関わってなんですけれども、一つ目は介護度調査で介護度が下がって、今までよりも高齢になって、自分では全然、段々弱ってきているのに介護度が下がってどうしたらいいんでしょうという事例がありますので、そういうふうに独居老人の場合はある程度年が行っているとちょっと見栄を張るのか、認知度が進んでいるのか、よく分かりませんが、調査委員が来るとなんでもできる、できると答えてしまったせいなんですかと言われたんですけれども、そういうときには家族とかそういう方たちにも連絡をしながらやっているのか、どうか一つと、二つ目は、道が地域包括支援センターの機構強化に向けて今年度から高齢者の住みよい地域づくりシートを作成し、これに基づいて地域支援を、体制作りをしたいという新聞の報道があったんですけれども、道の方からの情報は、これは道の方で今計画していることだと思いますけれども、その辺は町の方にどういうふうに入っているんでしょうか。お聞きしたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

只今のご質問でございますけれども、先ず一点目の介護認定に関わる調査の実施についてということでご指摘がありましたけれども、確かにそう言った意味では新規の方は半年でもう一度、その他の方については1年に一回ということで介護認定調査委員が行きまして、それぞれ調査をしております。色々とそう言ったことも正直過去にはあったかというふうには承知をしておりますけれども、現在につきましては、必ず事前に調査に何う旨のお話を家族の方に必ずしております。必ず本人だけということではなくて、今ご指摘ありましたように試験だと思ってなんでもできる、できるということで頑張りますと、正直なところ介護認定そのものについては、そう言った意味では落ちていないというような判定になりますので、正しく判定ができないということで家族の同席は勿論ですけれども、病院であれば病院の看護師、施設であれば施設の介護職員の方ということで、個人的2人で認定調査員と本人と2人でということは今のところまずそう言った調査はしていないということで、町外で独居の方につきましても町外の苫小牧の方の娘さんに連絡をしたいというようなことの中で単独での調査については、なるべくしない形でというか、必ずしない形で調査をしておりますので、調査についてはそのような形でやっております。それと、もう一点のお話しているのは、今まで特定検診の中での生活機能評価のことについての関わりだと思っておりますけれども、うちの町もこの4月から全高齢者を対象にということで、生活圏域ニーズ調査ということで、高齢者の方々の独居なり、高齢者夫婦世帯なりの生活の状況がどうであるかということの全世帯の調

査をするということで、それぞれの所要の経費、若しくは賃金も含めて、それぞれ課の中、若しくは民生委員という形の中で連携をとって、その調査を23年度の中で調査をすることになってます。そのことは、生活圏域のニーズ調査ばかりではなくて、実はその調査をすることによって、24年度から始まる第5期の介護保険計画の中に十分に内容を活かしていきたいという調査をこの23年度に実施するということになっておりますので、いままで特定検診でやっていたけれども、来た方しか対応できないというようなそう言ったところもございますので、今年23年度はもれなく高齢者世帯の調査をしながら、それを介護なり、福祉なりに活かしていきたいという考え方である調査をしていきたいなというふうに考えてます。

委員長

他、ありませんか。10番大崎委員。

10番
大崎委員

10場大崎です。どこということではないんですけど、若干ちょっと心配していることがあってお伺いしたいんですけども、先般の土曜日、日曜日、確かふれあいセンターかどこかで、何かフォーラムみたいなありましたよね。確か平取町も後援かなんかになっていたと思うんですけども、教育フォーラムでしたか。教育フォーラムがあって、そこで確か平取町も後援かなんかになっていたと思うんですけども、あの中で実行委員の中の方の名前ちらっとチラシに入ってたのを見ていたら、ナキウサギファンクラブの方が入っていて、別にそのことはどうのこうのということではないんですけども、ナキウサギファンクラブというのは、日高のナキウサギを大切だから保護しようという団体の方々と思うんですけども、平取えりも大規模林道のことについては結構反対されてるグループの方です。それと、それのほかに北海道自然保護協会でしたっけ、ダムに反対しているグループありますよね。あれと結構密接な関係のある私は団体なのかなと思ってるんですけども、今後ああいう、ああいうことをやっていただくのは大変素晴らしいことだと思うんですけども、中に例えば平取ダムそういう反対する明らかに反対するそういうメンバーの方、仮にもしこれからおられるようなことがあってはちょっと、町としても整合性取らないんじゃないかというふうに思うんですよ。ですからそう言ったところは十分気をつけられていかれた方がいいんじゃないかというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

先週の週末ですね。開催されました教育フォーラムの後援につきましては、内容的なもの、趣旨としてはフットパスをいかにその地域振興に結び付けるかというようなものが主たる内容でして、長沼のNPO法人の方々を中心となっていていろいろ講演なり、実際に歩いたりしたりしたそういった行事も行ったとこ

ろでありまして、あくまでそれを構成する団体としてのいま大崎議員おっしゃったようなそれぞれの審査といいたいでしょうかそういうのも非常に大事なところではありますけれども、今回について言えばそういった趣旨に昨年全道のフットパス大会、22年度ですね。やったというようなこともございまして、決して平取町にとってマイナスになるものではないなというような判断で今回後援をさせていただいたということでございます。今ご指摘のとおり、今後そういったことも念頭におきまして主催団体等も詳細に調べまして後援等するかどうかを判断させていただきたいと思っております。長沼でなくて南幌町です。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

85ページの13節委託料、下から二段目の遠赤外線暖房保守点検委託料とあるんですけども説明受けたかどうか自信ないんですが、場所はどこなんでしょうか。

アイヌ施策推
進課長

これは、二風谷の生活館を予定しているところでございます。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

毎年168千円なりの保守点検とあるんですけども、本当に毎年毎年必要なものなのか。検証したことはあるんでしょうか。

委員長

アイヌ文化推進課長。

アイヌ施策推
進課長

このことにつきましてですね。例年実施するという、実施しているということでございますけれども、検証等につきまして確認してですね、その必要性について今後検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

こういった大型の施設といいたいでしょうか生活館、公共施設も含めて町ではペレットストーブを進めたいとか、やっていきたいと話も前にあったんですが、今後こういう施設に対してこうやって委託料が、保守点検委託料ですか、こういうものが掛かっていく施設に関しましてペレットストーブ等に変えるとかそういったような考え方というのはあるんでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長 新エネルギービジョンの中では、極力購入、公共施設等についても導入を図る
というようなことにもなってございますので、今後施設の使用実態ですとか、
逆にペレットストーブ入れたことによって手間暇なり効率が悪いと言った場合
もございますので、その辺は公共施設の色んな状況に応じて考慮してまいりた
いと考えております。

委員長 それでは、先ほどの平村委員の関係で総務課長のほうからご答弁の追加を願
いいたします。総務課長。

総務課長 大変失礼をいたしました。先ほどの日高弁護士相談センターに関ることなんで
すけれども、この日高弁護士相談センターということでは、定期的に相談を受
けているというようなことで、これに関しての料金の関係なんですけれども、
初回のみ30分、30分以内については無料ということで、その初回において
時間を超えて相談を受けるということは無いようであります。それであくまで
も初回については30分以内で相談を終わらせているということで、二回目、
それ以降については二回目ということになるんですけれども、二回目以降につ
いてはケースバイケースによって料金を徴収をしているということのようであ
ります。それでこれについては、まちだよりによって周知はさせていただいて
いるんですけれどもその日程等については、今後そこらへんももう少し具体的
に周知をさせていただきたいというふうに思っております。これまでにおいて
は、相談は初回は無料ということで記事は掲載をさせていただいているんです
けれども、ここら辺もう少し具体的に30分以内ということで時間等も明記し
ながらより詳しく町民の方に周知はさせていただきたいと思っておりますのでよろし
くお願いしたいと思います。

委員長 9番鈴木委員。

9番
鈴木委員 73ページに戻っていただくことになるんですけれども、賦課徴収費というこ
とで日高管内地方税滞納整理機構負担金、予算説明の方では国保の関係もある
ということで、総体では245万4千円ということで、予算説明上はなってお
ります。伺うんですけれども、これだけの費用をかけて実績としては22年度
全部終わっているわけではありませぬのであれですけれども、実績としてはど
ういう内容になっているのか伺いたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 それでは、お答えいたしたいと思っております。平成22年度の決算見込みの状況で
ございますが、引継件数が18件で金額、滞納額にしまして1460万円、そ
れに対しまして収入決算見込み額といたしましては、800万を想定している

ところでございます。それによりまして22年度の負担金額が、一般会計、国保会計合わせまして256万3千円でございます。その内国保会計に関する部分について北海道の国民健康保険調整交付金から94万6千円交付されることになってございます。それらを差引ますと機構へ引き継いだ部分の効果といたしましては、648万3千円程度見込んでいるところでございます。それに事前に引き継ぐ前に滞納者に対する事前予告ということで、何らかの連絡、納付なければ引継ますよという効果で約1100万円程度効果が、全部納入じゃなく分割納入、あるいは一括納入というものもあります。併せて税額の1140万円が何らかの対応をしてきていると、納税者の方で、それらを併せますとこの機構へ引き継いだ部分、引き継ぐべく行為によつての効果の合計額は1780万円余りを見込んでいるところでございます。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

この機構の方に出している人数が18名ということであります。以前にも課長のところに、数年前ですけれどもそういう方と一緒にいったことありまして、色々課長からもお話伺ったわけですがけれども、本当に悪質と思われるような方以外については、誰でも、彼でも、全てということではないというふうな感じで受け止めているんですけれども、ただ、その、こういう機構の方に通知をされて、連絡をされた対象者の関係で、この機構の中ではどうか分かりませんがけれども本当に新聞報道等によりますと、非常に冷酷など言いますか差し押さえまでやっているということで新聞報道なっている部分もあるというようなことがありますので、そういう徴収方法というようなことにはならない形の中で十分協議の上でやられているという認識にあるのかどうなのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思っております。

委員長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。毎年町の方から整理機構の方へ引き継ぐ事務手続きを取っているわけですが、いかんせんこの整理、引継ますとそれなりの費用がかかります。ですから当町といたしましても、ある程度効果が表れるだろうという、思われる者の滞納者について引き継ぐことにいたしております。その結果滞納整理機構ではその方の収入、或いは財産等を調査しながら、或いは預貯金等も調査しながらそれと生命保険、貯蓄型の生命保険ですね。そういうものがあるのかどうか、そういうものも調査しているところでございます。そして、その調査の結果、どうしても納めることが困難だという事例につきましては、こちらへ戻されます。その理由を付して、それ以外の、多少なりとも分納の能力があるだろうとか、この預貯金を取り崩せば納められるだろうというような者についてだけのみ一応数度差し押さえ予告をしながらどうしても応じ、なんら対

応されない者については、そういうふうにし押しさえもやむを得ないかなというふうな状況になってきております。その押しさえする前段で町の方に整理機構の方から、今こういうふうを考えているんだという情報交換は、実際情報交換やりとり、平取町こっちの方の状況等もお話しながら整理機構では適正に実施しているものというふうに認識しております。当町といたしましても当町の滞納者につきましては、個人の滞納者が非常に多くて中には当然結構な滞納者がいるんですけども、財産等の所有する本来納められるべき滞納者というのは、それほど多くないんですね。どうしても財産が無い、そういう滞納者が非常に多いとそれは日高管内で唯一かなと、こういう個人の収入、未納の段階でも何度かお話していますが、滞納者の滞納額の75%が国民健康保険税加入者、国民健康保険税ということで、本当に季節労働者とか、日雇い労働者とか、そういう方が対象になっておりますので、なかなか効果が上がっていかないかなというふうに他町に比較して効果が上がっていかないかなということで、いずれにいたしましても町といたしましては、効果が上がる滞納者を出来るだけ選定して引継するという形の中で対応させていただいていることをごさいます。なお、22年度収納率の見込、当町の見込みにつきましては、約48%を見込んで、引継額の48%を見込んでいただいております。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

押しさえの関係で当町の方で、どういうものが押しさえられているかわかりませんが、最近の新聞報道の中では、子ども将来を考えての学資保険なんかは実は押しさえの対象になると、やっぱり子ども将来に向けてその親が一生懸命なんとか教育費捻出したいという思いでやっているものまでこうやる。そういう事例が報告されております。やっぱり税の公平という面からみていって、平取町でも滞納している方についてはということでは、町のサービスが制限されるという形のものある中で、やはりそういうものまで押しさえの対象にするということはどうなのかなというのが、やっぱり今の社会の中で議論されてきているような点があるというふうに自分も思っております。一つ担税力があるにも関わらずこう払っていないというような形で捉えられる方の中を対象に整理機構にということでもありますけれども、本人との十分な接触の中で、しかもやはり残すべきものは対象にすべきでないようなものまで対象にしないような、そういうことで担当課として十分気を付けていただければというふうに思います。

委員長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。只今、申し上げましたように将来の子供のための積み立てる学資保険的な物についてということをごさいます、これまで預貯金、生命

保険も何件か差し押さえしております。しかしながら当町におきましては、そういうこれから教育させるお子さんがいる滞納者についての事例は一件もございません。ですから、それと今後とも担税力というかあると思われる者について正確に調査しながら整理機構へ引継とともに情報交換、適切な情報交換をしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

他、ありませんか。なければ、歳入歳出の事項別明細書についての質疑を終了いたします。続きまして、予算書の5ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為について質疑を行います。質疑、ございませんでしょうか。なければ、次に6ページをお開き下さい。第3表、地方債についての質疑を行います。質疑、ございませんでしょうか。質疑がありませんので、以上をもって、平成23年度平取町一般会計に対する質疑を終了いたします。休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後1時00時)

委員長

再開いたします。続いて、議案12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑を行いたいと思ひます。国保の6ページの歳入から質疑を行います。6ページをお開き下さい。6ページ、質疑はございませんでしょうか。国保の7、8ページ。国保の9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15、16ページ。17、18ページ。19ページ。なければ、次に歳出の質疑を行います。国保の歳出の20ページをお開き下さい。21、22ページ。23、24ページ。25、26ページ。27、28ページ。29、30ページ。31、32ページ。33、34ページ。35、36ページ。37、38ページ。39、40ページ。10番大崎委員。

10番
大崎委員

40ページの下段の繰出金の直営診療施設勘定繰出金のところで、22年度は、こういったものはなかったんですけども、23年度の予算の中では、こういったものがでてきたんですけど、そのでてきた経緯、説明も特別調整交付金の中で、若干あったんですけども、こういったものがでてきた経緯についてお伺ひしたいと思ひます。

委員長

町民課長。

町民課長

はい、直営診療施設勘定繰出金の28節の繰出金でありますけれども、出てきた経緯という事でありまして、これにつきましては、23年度から新たに制度がでてきておりますけれども、この制度につきましては、特別調整交付金の中で、制度の項目に新しく救急患者受入体制支援事業が入ってきたというこ

とでございます。この事業につきましては、夜間、休日の救急患者受入体制を確保するということが、外部からの医者をお呼びできた場合に、その報酬等の費用が対象となるということが、新たに入ってきております。それで、国保病院におきましても、23年度につきましては、450万ほどの費用がかかるという見込みがございまして、その3分の2が国からの補助されるということで300万みております。一応、国保病院の方で支出された、この申請につきましては、国保から国に申請を上げまして、国から国保の税制調整交付金の中に300万が入ってくるという事でございます。それで、この科目から病院の方に繰出しするという事になってございます。以上でございます。

委員長

よろしいですか。他に、ございませんか。国保の41ページ。ありませんか。なければ、以上で、平成23年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第13号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期4ページの方をお開き下さい。後期4ページの歳入から質疑を行います。ありませんか。5ページ、6ページ。7ページ、8ページ。無いようですので、次に歳出の質疑を行います。後期9ページの質疑は、ございませんでしょうか。10ページ、11ページ。後期の最終12ページ。質疑、ございませんか。なければ、以上で、平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第14号平成23年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介保4ページの方をお開き下さい。介保4ページの歳入から質疑を行います。質疑は、ございませんでしょうか。5ページ、6ページ。7、8ページ。9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。介保の最終15ページ。ございませんか。なければ、次に歳出の質疑を行います。介保16ページをお開き下さい。介保16ページの質疑は、ございませんでしょうか。17、18ページ。19、20ページ。21、22ページ。23、24ページ。25、26ページ。27、28ページ。29、30ページ。31、32ページ。介保の最終33ページ、質疑ございませんでしょうか。なければ、以上で、平成23年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行います。水道の5ページの方をお開き下さい。水道5ページの歳入から質疑を行います。ありませんか。6ページ、7ページ。最終8ページ。なければ、次に歳出の質疑を行います。水道の9ページをお開き下さい。9ページの質疑ございませんか。10、11ページ。10番大崎委員。

10番
大崎委員

10番大崎です。11ページ、事業費、維持管理費の中の11節需要費の中で、修繕料ということで書いておられました。漏水とかの修理をされたいということで、予算計上されてると思うんですけども、今年に入って、結構断水、水

道管の老朽化による断水が結構多くて、私の住んでいるところも2回ほどなりました。それで、総合計画の長期展望の中では、徐々に直していきたいという旨があったんですけども、どうしても古くなっている部分、前倒しして進めていく必要があるんでないのかなというふうに私は、考えているんですけども、そこら辺の考え方について、お伺いしたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、お答えしたいと思います。今年、23年2月に簡易水道の漏水事故が6件ほどございまして、紫雲古津については、2回ほど、荷菜地区については、2回ほど一部断水をした中で復旧工事をしてございます。大変、地域の皆さんに語迷惑掛けております。総合計画の中でも載せておりましたとおり、毎年、平取町内、簡易水道3つあるんですけども、一般的な改修ということで、1千万ずつ計上してやっておりました。今回、そういうことで、漏水事故が急に増えてきたということもありますので、総合計画では1千万ということで上げておりましたけれども、この漏水については、敷設してから40数年、特に本町簡易水道については、40数年経っているということで、そろそろ敷設替えしていかなければ漏水事故がこれからも頻繁におきるだろうということがございまして、急遽、総合計画の中身についても変更という形になるんですけども、修繕料1千万のやつを、実は、4千万ほどに事業費を組み替えました。そういうことで、平成23年度から本町の簡易水道、何処というのはこれから漏水箇所全部点検しまして、分かったところからということで、今のところいくしかないんですけども、そういうことで、計画的には、本町簡易水道4千万くらいの事業費で、敷設替えをしていきたいという考えでございまして。また、来年以降の総合計画についてローリングするという形の中で、早い時期に敷設替えをしていきたいということで、ローリングの中でどういうふうな予算付けをしていくということは、検討していきたいというふうに思います。単純に平取町内3簡易水道、配水管の総延長80キロ、実はございまして。1mの工事費というのは、平均敷設替えしますと場所によるんですけど2万円くらい掛かります。全部やると16億くらい金掛かります。そういうことで、今のところ補助金もないということで、ちょっと大変なんですけども、社会資本整備交付金という事業の見直しが今なってますので、それが、見直されて水道の敷設替えの事業に対して、補助が出るようになればもっと早い時期に、補助額にもよりますけれども、予算を組んで、早い時期に平取町内の全部の水道の敷設替えをしていきたいというふうに考えております。

委員長

他に、水道の11ページまで、質疑ございませんか。次ページ、12、13ページ。最終水道14ページ。なければ、以上で、平成23年度平取町簡易水道特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を行います。病院の5ページの方をお開き下さい。5ページ質疑は、ございませんか。病院6ページ、質疑ございませんか。なければ、次に収益的収支の質疑を行います。7ページ質疑は、ございませんか。8、9ページ。10、11ページ。10番大崎委員。

10番
大崎委員 11ページの、17節委託料の中の半分ほどいったところですかね、医師招聘業務委託料というのは、31万5千円予算に載っているんですけども、今まで、こういった項目なかったんですけども、お医者さん呼ぶの大変な事は、重々分かっているんで、そこら辺のためにどこかに委託してやられるのかなと思ってますけども、内容についてご説明願います。

委員長 病院事務長。

病院事務
長 お答えいたします。23年度から新たに医師招聘業務委託料というのを計上させていただきました。31万5千円ということでございますけれども、先生方の診療が休止になる時、或いは、当直にどうしても入っていただきたいというような時に、中々例えば、医療財団とか、それから北大、その他の医療機関、大学等において、要請しても中々直ぐには対応していただけないということで、実は、ロックメディカルという会社に月額、これは本当に格安なんですけれども、2万6千円という月額料金でこの医師の招聘というんですか、斡旋をしていただいて、先生方に迷惑掛けない体制をとっているところでございます。以上です。

委員長 他に、ございませんか。病院の12、13ページ。5番安田委員。

5番
安田委員 13ページの1款3項1目特別損失の中身少し教えてください。

委員長 病院事務長。

病院事務
長 1款3項1目の特別損失、1節の特別損失ですけども、不能欠損金50万円というのは、例年の計上額でございますけれども、過年度収益修正損という578万2千円につきましては、厚生局の指導に基づきまして、患者さん個人に対して返還するお金でございます、大体対象者は、1100名程度予定しております。それが、578万2千円でございます。

委員長 よろしいですか。他に、13ページまでございませんか。14ページ。資本的収入について、質疑ございませんか。なければ、次、15ページ資本的支出の

質疑を行います。質疑は、ございませんか。10番大崎委員。

10番
大崎委員

15ページの上から二段目の長期借入金償還金ということで、440万ということになってまして、説明の中では減債積立金を充当して、これに充てたいということになっておられました。減債積立金の残高等見ると、あと2年か、3年で、減債積立金自体底をついてしまうと思うんですけども、それ以降どうするつもりなのか、お伺いしたいと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

この1款2項1目1節元金償還金の440万、長期借入金償還元金でございますけれども、440万につきましては、今後、先ほどの議会で議決いただきましたように、借入金4400万を入れていただきまして、今後、10年間で返済するというところでございます。それで、この440万の減債積立金の返済という事で、実は、この減債積立金というのは、病院で過去に昭和の終わり頃ですけれども、病院の会計が黒字だった頃、それを一定の法定積立というのがありまして、利益の20%程度だったと思うんですけども、その黒字額を積むよというということで、黒字の当時に積んだものがございます。ただ、その後会計が一つなものですから、減債基金というのは会計上数字だけのものになってしまったんですよ、実際に、後ろに載っているような、減債基金何千万というような数字帳簿上載ってますけれども、あくまでも数字のもので、今後、ここで返済分4400万円発生してますけれども、当該年度において余剰金があればそれで払いますし、それがなければ一時借り入れということで対応していくことになっております。以上です。

委員長

大崎委員、よろしいですか。病院の15ページ、他に質疑。8番松澤委員。

8番
松澤委員

15ページの一番下の貸付金なんですが、奨学資金貸付金の現在借りている方がいらっしゃるか、今までどうだったのかということ、あとこの条件についてをお伺いしたいんですが。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

1款4項1目1節の貸付金、87万6千円の奨学資金貸付金ですけども、これにつきましては、将来といたしますか、准看護師の方が看護学校に通われて看護師の正看護師の免許を取得する際に、その授業料等を補助するものなんですけれども、卒業後、看護学院卒業後、終了後に3年間うちの病院に働いていただくという条件のもとに貸し付けしております。もし、働けなくなったということになりますと、返還という事になります。以上です。

委員長

他に、ございませんか。なければ、以上で平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了し、いったん休憩に入って、10分後に採決含めて再開いたします。休憩いたします。

(休憩 午後13時28分)

(再開 午後13時40分)

委員長

再開いたします。只今まで、議案第11号から議案第16号までの平成23年度平取町各会計予算に対する質疑を全部終了いたしましたので、次に、討論を行います。議案第11号平成23年度平取町一般会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第11号平成23年度平取町一般会計予算については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第13号平成23年度平取町後期高齢医療特別会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第13号平成23年度平取町後期高齢医療特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第14号平成23年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第14号平成23年度平取町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決します。

続いて、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました、平成23年度平取町各会計の審査は、終了いたしました。予算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員各位には、連日、長時間にわたりまして、議案の審議に全力を注ぎ精力的にご審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、町長はじめ課長各位の審査に寄せられましたご協力に対し感謝を申し上げるところでございます。なお、審査の過程で述べられた各委員の意見につきましては、今後の町制執行に十分反映されますよう望むものであります。委員各位におかれましては、町制伸展のため一層のご精励をいただきますようお願い申し上げ、誠に簡単でございますが、閉会のご挨拶といたします。大変、ご苦勞様でした。

(閉会 午後13時46分)